

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警察庁丁企画発第428号
令和3年8月26日
警察庁長官官房企画課長

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政不服審査法の一部改正について（通達）

本年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第60条の規定（同年9月1日施行）により、口頭による審査請求等の手続について定める行政不服審査法（平成26年法律第68号）第20条の規定が改正されることとされた（別添）。

これにより、本年9月1日からは、これまで陳述人に押印をさせなければならないこととされていた審査請求録取書（同条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。）及び再調査の請求録取書（同法第61条において準用する同法第21条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。）について、陳述人の押印が法令上不要となる。また、総務省行政管理局によれば、行政庁が「陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認」する運用としては、行政庁が作成した審査請求録取書及び再調査の請求録取書の写しを陳述人に交付しておくことが想定されるとのことであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添 省略